

## 原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

福島第一、福島第二および柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）について以下の通り修正する。

### 1. 可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更（福島第一/福島第二/柏崎刈羽）

「その他原子力防災資機材」のうち、可搬型ポンプ等を対象に必要な台数と予備台数、また、必要台数や予備台数の考え方を防災業務計画に記載する。

### 2. オンサイト医療に係る修正（福島第一/福島第二/柏崎刈羽）

2023年3月の防災業務計画改定で原子力安全研究協会の医師派遣等の取り組みを記載しているが、オンサイト医療の充実を目的に「医療関連資機材」や「原子力安全研究協会の業務範囲」を追記する。

但し、福島第一は救急医療室に医師および関係者が24時間常駐しており、原子力安全研究協会との連携がないことから「原子力安全研究協会の業務範囲」は記載せず、「医療関連資機材」のみを追記する。

### 3. 原子力事業所災害対策支援拠点移転に伴う修正（柏崎刈羽）

本社機能の新潟移転に伴い、柏崎刈羽の原子力事業所災害対策支援拠点である「エネルギーホール」が使用できなくなることを踏まえ、代替の原子力事業所災害対策支援拠点箇所である「南光寮」を防災業務計画に記載する。

### 4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正（柏崎刈羽）

PWR プラントに倣って、BWR プラントも2023年11月1日に特定重大事故等対処施設及びSA設備を考慮した緊急時活動レベル（EAL）に見直しがなされた。

原子力規制委員会規則、原子力災害対策指針及び原子力規制委員会内規（EAL解説）が見直されたことから、防災業務計画でこれらを引用している箇所について更新を行う。

### 5. 地震起因の通報文様式修正（柏崎刈羽）

2023年8月の防災業務計画改定で福島第一/福島第二が修正した「原子力事業所で観測された地震の報告方法」について、柏崎刈羽側での修正を行う。

修正内容としては、各社横並びを図る形で「地震加速度」ならびに「スクラム設定値」を通報文に記載する。

## 6. 復興庁等、通報先追加に係る修正（福島第一/福島第二）

2023年10月25日に福島第一で増設ALPS配管洗浄における作業員の身体汚染事象が発生したことを受け、情報連携を密にすることを目的に復興庁ならびに外務省を通報連絡先に追加する。

## 7. 原子力防災資機材の点検内容修正（福島第一）

福島第一の放水口モニタは、測定機器であるにもかかわらず点検内容が「外観点検」となっており、適正ではなかったことから点検内容を「機能確認」に修正する。

## 8. 原子力防災資機材の配置変更に伴う修正（福島第一/福島第二）

福島第一ならびに福島第二の原子力防災資機材の配置変更に伴い、原子力防災資機材の配備場所を修正する。

## 9. 前回届出以降に提出した連絡文書の反映（福島第一/福島第二/柏崎刈羽）

前回届出以降に提出した読み替え文書2件を反映する。

- (1) 2023年10月5日届出「国土交通省組織令の改正による国土交通省の組織改編」
- (2) 2023年11月8日届出「株式会社ネクセライズの本社移転」

## 10. その他

- (1) SPDS データ伝送項目の表題等の変更（福島第一/福島第二/柏崎刈羽）
- (2) 平常時の広報活動の追記（福島第一/福島第二/柏崎刈羽）
- (3) SPDS データ伝送項目の適正化（柏崎刈羽）
- (4) EAL 略称の適正化（福島第一/福島第二）
- (5) 副原子力防災管理者の記載内容の適正化（福島第一）
- (6) 原子力防災組織の業務の一部を委託するものの法人名称の適正化（福島第一/福島第二）

以上

1. 可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由																																																																																														
<p>II-34</p>	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p>福島第一原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>電源車 (500kVA以上)</td> <td>4台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ポンプ (消防車両)</td> <td>6台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>1台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース</td> <td>1式</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)</td> <td>2台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2台</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>3.3キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (ガソリン)</td> <td>5.8キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台	発電所構内	1回/月	機能確認	ポンプ (消防車両)	6台	発電所構内	1回/月	機能確認	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p>福島第一原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>電源車 (500kVA以上)</td> <td>4台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ポンプ (消防車両)</td> <td>6台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>1台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース</td> <td>1式</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)</td> <td>2台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2台</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>3.3キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (ガソリン)</td> <td>5.8キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対応に必要な数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。</p> <p>※2：修理・保守等に必要な最低限の予備数量を示し、発電所に常時必要な数量に含めない。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	発電所構内	1回/月	機能確認	ポンプ (消防車両)	6台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	発電所構内	1回/月	機能確認	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	<p>可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化</p>
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																											
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	ポンプ (消防車両)	6台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検																																																																																												
	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認																																																																																												
	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認																																																																																												
	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																											
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	ポンプ (消防車両)	6台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検																																																																																												
	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認																																																																																												
	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認																																																																																												
	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												

1. 可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由																																																																																																								
<p>II-34</p>	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p>(1) 福島第二原子力発電所</p> <table border="1" data-bbox="322 416 1106 812"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>ガスタービン発電機車 4500kVA</td> <td>1組</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td>8台</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>発電機 50kVA</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td>2台</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>1式</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>186キロリットル以上</td> <td>軽油タンク E L 4.6 m</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>一式</td> <td>高台倉庫 E L 5.0 m</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	電源車 500kVA	8台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	消防車	2台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	ホース	1式	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	外観点検	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E L 4.6 m	1回/日	数量確認	ケーブル	一式	高台倉庫 E L 5.0 m	1回/年	数量確認	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p>(1) 福島第二原子力発電所</p> <table border="1" data-bbox="1176 416 1933 823"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>ガスタービン発電機車 4500kVA</td> <td>1組</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td>8台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>発電機 50kVA</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td>2台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>1式</td> <td>高台駐車場 E L 1.8 m以上</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E L 4.6 m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>186キロリットル以上</td> <td>軽油タンク E L 4.6 m</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>一式</td> <td>高台倉庫 E L 3.3 m</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：資機材の数量は、発電所の緊急時対応に必要な数量を示す。          ※2：修理・保守等に必要な最低限の予備数量を示し、発電所に常時必要な数量に含めない。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	電源車 500kVA	8台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	消防車	2台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認	ホース	1式	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	外観点検	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E L 4.6 m	1回/日	数量確認	ケーブル	一式	高台倉庫 E L 3.3 m	1回/年	数量確認	<p>可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化</p>
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																					
緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	電源車 500kVA	8台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	消防車	2台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	ホース	1式	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	外観点検																																																																																																						
	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	燃料 (軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E L 4.6 m	1回/日	数量確認																																																																																																						
	ケーブル	一式	高台倉庫 E L 5.0 m	1回/年	数量確認																																																																																																						
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																					
緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	電源車 500kVA	8台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	消防車	2台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	機能確認																																																																																																						
	ホース	1式	高台駐車場 E L 1.8 m以上	1回/年	外観点検																																																																																																						
	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E L 4.6 m	1回/年	機能確認																																																																																																						
	燃料 (軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E L 4.6 m	1回/日	数量確認																																																																																																						
	ケーブル	一式	高台倉庫 E L 3.3 m	1回/年	数量確認																																																																																																						

1. 可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																																																				
II-59	<p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>ガスタービン発電機 4500kVA</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">7号機タービン建屋南側</td> <td rowspan="2">1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>20キロリットル以上</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>電源車500kVA</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替原子炉補機冷却系</td> <td>代替熱交換器ユニット</td> <td>2式</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車</td> <td>2台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td></td> <td>8台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料補給設備</td> <td>タンクローリー4kL</td> <td>3台</td> <td rowspan="2">大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー16kL</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">号炉間電力融通ケーブル</td> <td></td> <td>1セット</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋放水設備</td> <td>大容量送水車</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車(海水取水用)</td> <td></td> <td>2台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海洋拡散抑制設備</td> <td>放射性物質吸着材</td> <td>6式</td> <td rowspan="3">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td rowspan="3">外観点検</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜(シルトフェンス)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(汚濁防止膜設置用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水 pH 制御設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監視測定設備</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>15台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(海上モニタリング用)</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用可搬型電源設備</td> <td></td> <td>2台</td> <td>5号機原子炉建屋東側保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>荒浜側高台保管場所：(T.M.S.L. 37m以上)、大湊側高台保管場所：(T.M.S.L. 34m以上)、荒浜側高台南：(T.M.S.L. 21m以上)、 資機材倉庫：(T.M.S.L. 34m以上)、5号機東側保管場所：(T.M.S.L. 12m以上)、5号機東側第二保管場所：(T.M.S.L. 12m以上)、 7号機タービン建屋南側：(T.M.S.L. 12m以上)</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認	燃料(軽油)	20キロリットル以上	数量確認	電源車500kVA		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車	2台	機能確認	消防車		8台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認	燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	タンクローリー16kL	1台	機能確認	号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検			機能確認	原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	放水砲	1台	外観点検	泡原液混合装置	1台	外観点検	泡原液搬送車	1台	機能確認	可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車(海水取水用)		2台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台	スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所	外観確認	可搬型気象観測装置	1台	機能確認	緊急時対策用可搬型電源設備		2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	<p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>ガスタービン発電機 4,500kVA</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">7号機タービン建屋南側</td> <td rowspan="2">1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>20キロリットル以上</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td></td> <td>4台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替原子炉補機冷却系</td> <td>代替熱交換器ユニット</td> <td>2式</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車</td> <td>2台※1 (予備:1台)※2</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td></td> <td>8台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料補給設備</td> <td>タンクローリー4kL</td> <td>3台</td> <td rowspan="2">大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー16kL</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">号炉間電力融通ケーブル</td> <td></td> <td>1セット</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋放水設備</td> <td>大容量送水車</td> <td>1台※1 (予備:1台)※2</td> <td rowspan="4">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車(海水取水用)</td> <td></td> <td>1台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海洋拡散抑制設備</td> <td>放射性物質吸着材</td> <td>6式</td> <td rowspan="3">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td rowspan="3">外観点検</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜(シルトフェンス)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(汚濁防止膜設置用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水 pH 制御設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監視測定設備</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>15台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(海上モニタリング用)</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用可搬型電源設備</td> <td></td> <td>2台</td> <td>5号機原子炉建屋東側保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>荒浜側高台保管場所：(T.M.S.L. 37m以上)、大湊側高台保管場所：(T.M.S.L. 34m以上)、5号機東側保管場所：(T.M.S.L. 12m以上)、 5号機東側第二保管場所：(T.M.S.L. 12m以上)、7号機タービン建屋南側：(T.M.S.L. 12m以上) ※1 緊急時対応に必要な主な資機材数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。 ※2 予備は故障時バックアップ及び保守点検時待機除外時バックアップのための数量を示す。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4,500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認	燃料(軽油)	20キロリットル以上	数量確認	電源車 500kVA		4台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	機能確認	消防車		8台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認	燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	タンクローリー16kL	1台	機能確認	号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検			機能確認	原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台※1 (予備:1台)※2	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	放水砲	1台	外観点検	泡原液混合装置	1台	外観点検	泡原液搬送車	1台	機能確認	可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車(海水取水用)		1台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台	スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所	外観確認	可搬型気象観測装置	1台	機能確認	緊急時対策用可搬型電源設備		2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	<p>可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化</p>
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																																	
常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	燃料(軽油)	20キロリットル以上			数量確認																																																																																																																																																																																																																																																		
電源車500kVA		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	大容量送水車	2台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
消防車		8台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	タンクローリー16kL	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
					機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	放水砲	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	泡原液混合装置	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	泡原液搬送車	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
大容量送水車(海水取水用)		2台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台																																																																																																																																																																																																																																																					
スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所		外観確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	可搬型気象観測装置	1台	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																				
緊急時対策用可搬型電源設備		2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																																		
常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4,500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	燃料(軽油)	20キロリットル以上			数量確認																																																																																																																																																																																																																																																		
電源車 500kVA		4台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
消防車		8台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	タンクローリー16kL	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
					機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台※1 (予備:1台)※2	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	放水砲	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	泡原液混合装置	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	泡原液搬送車	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
大容量送水車(海水取水用)		1台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																		
	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台																																																																																																																																																																																																																																																					
スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所		外観確認																																																																																																																																																																																																																																																		
	可搬型気象観測装置	1台	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																				
緊急時対策用可搬型電源設備		2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																		

1. 可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由																						
II-60	(表追加による新規ページ追加)	<p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 15%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 20%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材</td> <td style="text-align: center;">大容量送水車</td> <td style="text-align: center;">2台※1 (予備:1台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台南</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電源車 500kVA</td> <td style="text-align: center;">10台※1 (予備:2台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台 (荒浜自主エリア)</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防車</td> <td style="text-align: center;">6台※1 (予備:1台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台南</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく点検</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">荒浜側高台南：(T.M.S.L. 21m 以上), 荒浜側高台 (荒浜自主エリア)：(T.M.S.L. 32m 以上)。          ※1 電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。          ※2 予備は故障時バックアップ及び保守点検時待機除外時バックアップのための数量を示す。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検	電源車 500kVA	10台※1 (予備:2台)※2	荒浜側高台 (荒浜自主エリア)	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検	消防車	6台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検	可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																				
電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検																				
	電源車 500kVA	10台※1 (予備:2台)※2	荒浜側高台 (荒浜自主エリア)	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検																				
	消防車	6台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく点検頻度	道路運送車 両法に基づく点検																				

2. オンサイト医療に係る修正 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由
I-24	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携                      地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。                      また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平素から医療機関と連携するとともに，医師及び関係者が24時間常駐する体制の確保ならびに医師及び関係者との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">福島第一</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携                      地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。                      また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，<u>別表2-5-4に示す資機材を維持管理するとともに</u>，平素から医療機関と連携し，医師及び関係者が24時間常駐する体制の確保ならびに医師及び関係者との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p>原子力災害医療体制（オンサイト医療）の充実に係る追加</p>
I-24	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携                      地元防災関係機関等（柏崎市消防本部，柏崎警察署，新潟海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。                      また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">福島第二・柏崎刈羽</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携                      地元防災関係機関等（柏崎市消防本部，柏崎警察署，新潟海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。                      また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平常時から<u>別表2-5-3に示す資機材を使用可能な状態に整備するとともに</u>，<u>別表2-8-2に定める</u>公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p>原子力災害医療体制（オンサイト医療）の充実に係る追加</p>

2. オンサイト医療に係る修正 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由																																					
II-62	(表追加による新規ページ追加)	<p style="text-align: center; color: red;">別表 2-5-3 医療関連資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 45%;">名称</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 10%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療 関連 資 機 材</td> <td>A E D</td> <td>1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>アンビューバック</td> <td>1 個</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td>1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>点滴台</td> <td>1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td>1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	医療 関連 資 機 材	A E D	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	機能確認	アンビューバック	1 個	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	ストレッチャー	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	担架	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	点滴台	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	車椅子	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	オンサイト医療の充実に係る追加
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																			
医療 関連 資 機 材	A E D	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	機能確認																																			
	アンビューバック	1 個	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	ストレッチャー	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	担架	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	点滴台	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	車椅子	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			





3. オンサイト医療に係る修正 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

福島第二・柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由																						
II-70	(別表追加による新規ページ追加)	<p style="text-align: center;">別表 2-8-2 原子力安全研究協会</p> <p>1. 原子力安全研究協会の概要</p> <table border="1" data-bbox="1211 467 1924 523"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋5丁目18番7号</td> </tr> </table> <p>2. 平時の主なオンサイト医療業務</p> <table border="1" data-bbox="1211 598 1924 774"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</p> <div data-bbox="1211 858 1924 1129"> <p>災害発生時の連絡体制</p> <p>発災事業者* → 原子力災害医療支援要請 → 原子力安全研究協会 → 出動指示 → 原子力安全研究協会医師等の要員</p> <p>原子力安全研究協会 ← 状況報告 ← 発災事業者*</p> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <p>発災事業者への支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。</li> <li>・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。</li> </ul> </div> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1211 1246 1924 1382"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。	分 類	名 称	数 量	現地活動用資機材	医療用資機材	1式	通信用資機材	1式	放射線管理資機材	1式	一般資機材	1式	オンサイト医療の充実に係る追加
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																								
所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号																								
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																								
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																								
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。																								
分 類	名 称	数 量																							
現地活動用資機材	医療用資機材	1式																							
	通信用資機材	1式																							
	放射線管理資機材	1式																							
	一般資機材	1式																							

3. 原子力事業所災害対策支援拠点移転に伴う修正（対象：柏崎刈羽）

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由
<p>II-17</p>	<p>別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>  <p>この背景地図等データは、国土地理院電子地形図を使用したものである。</p>	<p>別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>  <p>この背景地図等データは、国土地理院電子地形図を使用したものである。</p>	<p>本社機能の新潟移転に伴う原子力災害対策支援拠点の変更</p>

3. 原子力事業所災害対策支援拠点移転に伴う修正（対象：柏崎刈羽）

頁	現行	修正	理由																																																																																																																		
II-60	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 エネルギーホール（原子力事業所災害対策支援拠点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材</td> <td>衛星携帯電話</td> <td>3台</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>5台</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>2台</td> <td>エネルギーホール</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>42台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>簡易式入退域管理装置</td> <td>1式</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>945台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>保護衣類（不織布カバーオール）</td> <td>3,300着</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>保護具類（全面マスク）</td> <td>1,100個</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認	FAX	2台	エネルギーホール	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	保護衣類（不織布カバーオール）	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 <u>南光寮</u>（原子力事業所災害対策支援拠点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材</td> <td>衛星携帯電話</td> <td>3台</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>5台</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><u>1台</u></td> <td><u>南光寮</u></td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>42台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>簡易式入退域管理装置</td> <td>1式</td> <td>本社</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>945台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>保護衣類（不織布カバーオール）</td> <td>3,300着</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>保護具類（全面マスク）</td> <td>1,100個</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認	FAX	<u>1台</u>	<u>南光寮</u>	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	保護衣類（不織布カバーオール）	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	<p>本社機能の新潟移転に伴う原子力事業所災害対策支援拠点の変更</p>
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	FAX	2台	エネルギーホール	1回/年	機能確認																																																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	保護衣類（不織布カバーオール）	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	FAX	<u>1台</u>	<u>南光寮</u>	1回/年	機能確認																																																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	保護衣類（不織布カバーオール）	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
II-66	<p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設（3/4）</p> <p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) エネルギーホール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>新潟県柏崎市駅前2丁目2-30</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南南西 約8km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約3,000m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>・非常用ディーゼル発電機 定格50kVA以上</td> </tr> <tr> <td>非常用通信機器</td> <td>・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	所在地	新潟県柏崎市駅前2丁目2-30	発電所からの方位、距離	南南西 約8km	敷地面積	約3,000m <sup>2</sup>	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 定格50kVA以上	非常用通信機器	・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）	その他	消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入	<p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設（3/4）</p> <p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) <u>南光寮</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>新潟県柏崎市<u>田中3番13号</u></td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南南西 約8km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td><u>約5,000m<sup>2</sup></u></td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td><u>・非常用発電機（外部より調達）</u></td> </tr> <tr> <td>非常用通信機器</td> <td>・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	所在地	新潟県柏崎市 <u>田中3番13号</u>	発電所からの方位、距離	南南西 約8km	敷地面積	<u>約5,000m<sup>2</sup></u>	非常用電源	<u>・非常用発電機（外部より調達）</u>	非常用通信機器	・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）	その他	消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入	<p>本社機能の新潟移転に伴う原子力事業所災害対策支援拠点の変更</p>																																																																																						
項目	仕様																																																																																																																				
所在地	新潟県柏崎市駅前2丁目2-30																																																																																																																				
発電所からの方位、距離	南南西 約8km																																																																																																																				
敷地面積	約3,000m <sup>2</sup>																																																																																																																				
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 定格50kVA以上																																																																																																																				
非常用通信機器	・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）																																																																																																																				
その他	消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入																																																																																																																				
項目	仕様																																																																																																																				
所在地	新潟県柏崎市 <u>田中3番13号</u>																																																																																																																				
発電所からの方位、距離	南南西 約8km																																																																																																																				
敷地面積	<u>約5,000m<sup>2</sup></u>																																																																																																																				
非常用電源	<u>・非常用発電機（外部より調達）</u>																																																																																																																				
非常用通信機器	・電話（地上系、衛星系）は本社から持込 ・FAX（地上系）																																																																																																																				
その他	消耗品等（食料、飲料水等）は信濃川電力所備蓄品を搬入																																																																																																																				

4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行			修正			理由		
II-21	EAL 番号	AL25 (※1)	BWR	EAL 番号	AL25 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴う EAL 見直し		
	EAL 略称	非常用交流高压母線喪失又は喪失のおそれ			EAL 略称	非常用交流高压母線喪失又は喪失のおそれ			
	EAL	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。			EAL	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。			
	事業者解釈	<p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用交流母線」とは、1～5号機においては、非常用交流高压母線 C 系、D 系及び H 系を、6号及び7号機においては、非常用交流高压母線 C 系、D 系及び E 系をいう。</p> <p>(3) 非常用交流高压母線への電気の供給がなされていれば低圧母線への電気の供給が見込めるため、「非常用交流母線」は、非常用交流高压母線とする。</p> <p>(4) 「非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機※3に限る)のどれか1つになった場合をいう。</p> <p>計画的にこうした状態にする場合を除く。</p> <p>(5) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていない場合をいい、これを起点として SE25 及び GE25 のカウントアップを開始する。</p> <p>(6) 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高压母線へ供給する設備をいう。</p>			事業者解釈	<p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用交流母線」とは、1～5号機においては、非常用交流高压母線 C 系、D 系及び H 系を、6号及び7号機においては、非常用交流高压母線 C 系、D 系及び E 系をいう。</p> <p>(3) 非常用交流高压母線への電気の供給がなされていれば低圧母線への電気の供給が見込めるため、「非常用交流母線」は、非常用交流高压母線とする。</p> <p>(4) 「非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機※3に限る)のどれか1つになった場合をいう。</p> <p>計画的にこうした状態にする場合を除く。</p> <p>(5) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていない場合をいい、これを起点として SE25 及び GE25 のカウントアップを開始する。</p> <p>(6) 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高压母線へ供給する設備をいう。</p>			
規制庁解説	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>			規制庁解説	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び<b>重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)</b>のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>				

4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由																														
<p>II-35</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="297 360 450 387">EAL 番号</td> <td data-bbox="450 360 790 387">SE27 (※1)</td> <td data-bbox="790 360 1093 387">BWR</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 387 450 414">EAL 略称</td> <td colspan="2" data-bbox="450 387 1093 414">直流電源の部分喪失</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 414 450 491">EAL</td> <td colspan="2" data-bbox="450 414 1093 491">非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 491 450 946">事業者解釈</td> <td colspan="2" data-bbox="450 491 1093 946"> <p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 946 450 1177">規制庁解説</td> <td colspan="2" data-bbox="450 946 1093 1177"> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> </td> </tr> </table>	EAL 番号	SE27 (※1)	BWR	EAL 略称	直流電源の部分喪失		EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。		事業者解釈	<p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>		規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 360 1296 387">EAL 番号</td> <td data-bbox="1296 360 1637 387">SE27 (※1)</td> <td data-bbox="1637 360 1939 387">BWR</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 387 1296 414">EAL 略称</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 387 1939 414">直流電源の部分喪失</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 414 1296 491">EAL</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 414 1939 491">非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 491 1296 946">事業者解釈</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 491 1939 946"> <p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 946 1296 1177">規制庁解説</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 946 1939 1177"> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> </td> </tr> </table>	EAL 番号	SE27 (※1)	BWR	EAL 略称	直流電源の部分喪失		EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。		事業者解釈	<p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>		規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>		<p>原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴う EAL 見直し</p>
	EAL 番号	SE27 (※1)	BWR																														
EAL 略称	直流電源の部分喪失																																
EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。																																
事業者解釈	<p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>																																
規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>																																
EAL 番号	SE27 (※1)	BWR																															
EAL 略称	直流電源の部分喪失																																
EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。																																
事業者解釈	<p><b>【1～5号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A 及び B をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p><b>【6号及び7号機】</b></p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用直流母線」とは、125V DC 母線 A、B 及び C をいう。</p> <p>(3) 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば 125V DC 母線 A 及び C が使用不能となった場合に、125V DC 母線 B に電気を供給する電源が、蓄電池 B、充電器 B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>																																
規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>																																

4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行		修正		理由		
II-37	EAL番号	SE43 (※1)	BWR	EAL番号	SE43 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴う EAL 見直し
	EAL略称	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用		EAL略称	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用		
	EAL	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。		EAL	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。		
	事業者解釈	(1)原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。 (3)格納容器放射線モニタの基準値は、被覆管損傷 0.1% (追加放出相当) とする。		事業者解釈	(1)原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。 (3)格納容器放射線モニタの基準値は、被覆管損傷 0.1% (追加放出相当) とする。 <u>(4)「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること」とは耐圧強化ベントを使用した場合も該当する。</u>		
規制庁解説	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。		規制庁解説	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置 <u>(同等の機能を有する設備を含む。)</u> を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。			

4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行		修正		理由		
II-49	EAL番号	GE22 (※1)	BWR	EAL番号	GE22 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	原子炉注水機能の喪失		EAL略称	原子炉注水機能の喪失		
	EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。		EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。		
	事業者解釈	<p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」をいう。</p> <p>(2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、設計基準事故対処設備及び同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、非常用炉心冷却系、高圧代替注水系<sup>※3</sup>により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>		事業者解釈	<p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」をいう。</p> <p>(2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、設計基準事故対処設備及び同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、非常用炉心冷却系、高圧代替注水系<sup>※3</sup>により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>		
規制庁解説	<p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう。</p>		規制庁解説	<p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備、SA設備又は<b>特定重大事故等対処施設</b>により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう。</p>			

4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行		修正		理由		
II-50	EAL番号	GE27 (※1)	BWR	EAL番号	GE27 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	全直流電源の5分間以上喪失		EAL略称	全直流電源の5分間以上喪失		
	EAL	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。		EAL	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。		
	事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、1～5号機の場合125V DC母線A及びB、6号及び7号機の場合125V DC母線A、B及びCが使用不能となった場合をいう。		事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、1～5号機の場合125V DC母線A及びB、6号及び7号機の場合125V DC母線A、B及びCが使用不能となった場合をいう。		
	規制庁解説	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。		規制庁解説	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)からの電気をいう。		



4. 特定重大事故等対処施設に係る EAL 修正 (対象：柏崎刈羽)

頁	現行	修正	理由																		
II-53	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 360 450 392">EAL 番号</td> <td data-bbox="450 360 792 392">GE51 (※1)</td> <td data-bbox="792 360 1111 392">BWR</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 392 450 424">EAL 略称</td> <td colspan="2" data-bbox="450 392 1111 424">原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 424 450 592">EAL</td> <td colspan="2" data-bbox="450 424 1111 592">原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> </table>	EAL 番号	GE51 (※1)	BWR	EAL 略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失		EAL	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 360 1296 392">EAL 番号</td> <td data-bbox="1296 360 1639 392">GE51 (※1)</td> <td data-bbox="1639 360 1957 392">BWR</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 392 1296 424">EAL 略称</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 392 1957 424">原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 424 1296 592">EAL</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 424 1957 592">原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</td> </tr> </table>	EAL 番号	GE51 (※1)	BWR	EAL 略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失		EAL	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。		<p>原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴う EAL 見直し</p>
	EAL 番号	GE51 (※1)	BWR																		
	EAL 略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																			
	EAL	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																			
EAL 番号	GE51 (※1)	BWR																			
EAL 略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																				
EAL	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。																				
<p>事業者解釈</p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、次の状態をいう。</p> <p>① 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>② 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>(3) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>(4) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</p>	<p>事業者解釈</p> <p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる」とは、次の状態をいう。</p> <p>① 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>② 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>(3) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>(4) 「原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</p>																				
<p>規制庁解説</p> <p>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>規制庁解説</p> <p>火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室及び緊急時制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>																				

5. 地震起因の通報文様式修正 (対象：柏崎刈羽)

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由
<p>III-7</p>	<p>様式 7-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 時 分 送信枚数( / )</p> <p>警戒事態該当 事象(AL)</p> <p>警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p>警戒事態該当事象連絡 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>連絡者名 連絡先</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>警戒事態該当事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>警戒事態該当事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>発生した警戒事態該当事象の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ</li> <li>AL21 原子炉格納罐の漏えい</li> <li>AL22 原子炉給水機能の喪失</li> <li>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</li> <li>AL29 非常用交差高圧降機又は喪失のおそれ</li> <li>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</li> <li>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</li> <li>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</li> <li>AL42 炉一階層の喪失又は喪失のおそれ</li> <li>AL51 原子炉測定系の機能喪失のおそれ</li> <li>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</li> <li>AL53 重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ</li> </ul> <p>その他 ( )</p> <p>所在市町村自治を含む津波予報区域で大津波警報発表 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象</p> <p>想定される原因 調査中、故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、その他 ( )</p> <p>原子炉の運転状態</p> <p>発生前 運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</p> <p>発生後 状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</p> <p>ECS の作動状態</p> <p>作動なし・作動あり(自動、手動)・作動失敗</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>主排気筒モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>SWS モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>モニタリングポストの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No. )</p> <p>海水モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>その他</p> <p>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p>	<p>様式 7-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 時 分 送信枚数( / )</p> <p>警戒事態該当 事象(AL)</p> <p>警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p>警戒事態該当事象連絡 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>連絡者名 連絡先</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>警戒事態該当事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>警戒事態該当事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>発生した警戒事態該当事象の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ</li> <li>AL21 原子炉格納罐の漏えい</li> <li>AL22 原子炉給水機能の喪失</li> <li>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</li> <li>AL29 非常用交差高圧降機又は喪失のおそれ</li> <li>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</li> <li>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</li> <li>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</li> <li>AL42 炉一階層の喪失又は喪失のおそれ</li> <li>AL43 原子炉制御系統の機能喪失のおそれ</li> <li>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</li> <li>AL53 重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ</li> </ul> <p>その他 ( )</p> <p>所在市町村自治を含む津波予報区域で大津波警報発表 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象</p> <p>想定される原因 調査中、故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、その他 ( )</p> <p>原子炉の運転状態</p> <p>発生前 運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</p> <p>発生後 状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</p> <p>ECS の作動状態</p> <p>作動なし・作動あり(自動、手動)・作動失敗</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>主排気筒モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>SWS モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>モニタリングポストの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No. )</p> <p>海水モニタの指示値</p> <p>確認中・変化なし・変化あり ( cps→ cps)</p> <p>その他</p> <p>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p> <p>(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する 観測用地震計による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向: gal、鉛直方向: gal)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 柏崎刈羽 1234 号機 水平方向 (TP12.8m) : 185gal、水平方向 (TP-32.5m) : 120gal、鉛直方向 (TP-32.5m) : 100gal 柏崎刈羽 5 号機 水平方向 (TP27.8m) : 185gal、水平方向 (TP-17.5m) : 120gal、鉛直方向 (TP-17.5m) : 100gal 柏崎刈羽 67 号機 水平方向 (TP23.5m) : 185gal、水平方向 (TP-8.2m) : 120gal、鉛直方向 (TP-8.2m) : 100gal</p>	<p>地震起因の通報連絡様式の変更</p>

5. 地震起因の通報文様式修正（対象：柏崎刈羽）

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由
<p>III-8</p>	<p>様式 7-2</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 送信枚数( / )</p> <p>警戒事態 該当事象 続報</p> <p>警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象 連絡者名 発生後の経過連絡 連絡先</p> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <p>原子力事業所の名称 柏崎刈羽原子力発電所 及び場所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1) 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1) 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>警戒事態該当事象の種類 (注 1) (対応日時、対応の概要)</p> <p>発生事象と対応の概要 (注 2)</p> <p>その他の事項の対応 (注 3)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>様式 7-2</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 送信枚数( / )</p> <p>警戒事態 該当事象 続報</p> <p>警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象 連絡者名 発生後の経過連絡 連絡先</p> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <p>原子力事業所の名称 柏崎刈羽原子力発電所 及び場所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1) 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1) 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>警戒事態該当事象の種類 (注 1) (対応日時、対応の概要)</p> <p>発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)</p> <p>その他の事項の対応 (注 4)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 <math>gal</math> 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。 (注 4) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>地震起因の通報連絡様式の変更</p>

5. 地震起因の通報文様式修正 (対象：柏崎刈羽)

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由
<p>III-9</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>様式 8-1 送信時刻 時 分 送信枚数(1/1)</p> <p>特定事象 (SE) 特定事象 (GE) 特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿 第 10 条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>特定事象の種類</p> <p>発生した特定事象の概要</p> <p>想定される原因</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>様式 8-1 送信時刻 時 分 送信枚数(1/1)</p> <p>特定事象 (SE) 特定事象 (GE) 特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿 第 10 条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>特定事象の種類</p> <p>発生した特定事象の概要</p> <p>想定される原因</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p> <p>観測地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 柏崎刈羽 1234 号機 水平方向 (TP1.8m) : 185gal、水平方向 (TP-32.5m) : 120gal、鉛直方向 (TP-32.5m) : 100gal 柏崎刈羽 5 号機 水平方向 (TP27.8m) : 185gal、水平方向 (TP-17.5m) : 120gal、鉛直方向 (TP-17.5m) : 100gal 柏崎刈羽 67 号機 水平方向 (TP23.5m) : 185gal、水平方向 (TP-8.2m) : 120gal、鉛直方向 (TP-8.2m) : 100gal</p> <p>（当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上※の地震が発生した場合） ※当該警戒事態当該事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向: gal、鉛直方向: gal)</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p>	<p>地震起因の通報連絡様式の変更</p>

5. 地震起因の通報文様式修正（対象：柏崎刈羽）

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由
III-11	<p style="text-align: right;">様式 9-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 時 分 送信枚数( / )</p> <p><b>第 25 条 報告</b></p> <p>応急措置の概要（原子炉施設） (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p><b>第 25 条 報告</b> 報告者名 連絡先</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <p>原子力事業所の名称 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 (注 1) 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 (注 1) 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>特定事象の種類 (注 1)</p> <p>(対応日時、対応の概要)</p> <p>発生事象と対応の概要 (注 2)</p> <p>※添付の有り・無し</p> <p>その他の事項の対応 (注 3)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p style="text-align: right;">様式 9-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 時 分 送信枚数( / )</p> <p><b>第 25 条 報告</b></p> <p>応急措置の概要（原子炉施設） (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p><b>第 25 条 報告</b> 報告者名 連絡先</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <p>原子力事業所の名称 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 (注 1) 柏崎刈羽原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 (注 1) 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <p>特定事象の種類 (注 1)</p> <p>(対応日時、対応の概要)</p> <p>発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)</p> <p>※添付の有り・無し</p> <p>その他の事項の対応 (注 4)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態 該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。 (注 4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態 該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。 (注 4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>地震起因の通報連絡様式の変更</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第一

頁	現行	修正	理由
<p>II-4</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内の事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電話等による連絡         </p> <p>           ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、高尾村、飯館村            ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、川村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平沼防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署            ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣            ※4: メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)         </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内の事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電報等による連絡         </p> <p>           ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、高尾村、飯館村            ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、川村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平沼防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署            ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣            ※4: メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)         </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第一

頁	現行	修正	理由
<p>II-5</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先              → : 電話によるファクシミリ着信の確認              → : ファクシミリによる送信              → : 電話等による連絡         </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先              → : 電話によるファクシミリ着信の確認              → : ファクシミリによる送信              → : 電話等による連絡         </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第一

頁	現行	修正	理由
<p>II-6</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡         </p> <p>           ※1: 茨城県、茨城県庁、いわき市、更科町、南相馬市、川俣町、川内町、葛尾村、飯館村            ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、山形警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、前高警察署、伊達地方消防組合消防本部、白河消防署、相馬消防署、曹田消防署、平消防署、小高消防署、勿来消防署、磐前消防署、大郷消防署            ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。            ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、簡便な電報を所持した者を派遣            ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)            ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する応急措置の実施報告先         </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡         </p> <p>           ※1: 茨城県、茨城県庁、いわき市、更科町、南相馬市、川俣町、川内町、葛尾村、飯館村            ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、山形警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、前高警察署、伊達地方消防組合消防本部、白河消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小高消防署、勿来消防署、磐前消防署、内郷消防署            ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。            ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、簡便な電報を所持した者を派遣            ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)            ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する応急措置の実施報告先         </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>



6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第一

頁	現行	修正	理由
<p>II - 7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span> : 電話等による連絡          ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。       </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span> : 電話等による連絡          ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。       </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象：福島第一/福島第二)

頁	現行	修正	理由
<p>II-4</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 電話等による連絡         </p> <p>           ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村            ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署            ※3：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣            ※4：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）         </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 電話等による連絡         </p> <p>           ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村            ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署            ※3：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣            ※4：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）         </p>	<p>通報先宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第二

頁	現行	修正	理由
<p>II-5</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-left: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-top: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話等による連絡         </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-left: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-top: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話等による連絡         </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象：福島第一/福島第二)

福島第二

頁	現行	修正	理由
<p>II-6</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：電話等による連絡              ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村              ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平沼消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署              ※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。              ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣              ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）         </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：電話等による連絡              ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村              ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平沼消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署              ※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。              ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣              ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）         </p>	<p>通報先宛先の追加</p>

6. 復興庁等、通報先追加に係る修正 (対象: 福島第一/福島第二)

福島第二

頁	現行	修正	理由
<p>II-7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-left: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> : 電話等による連絡  <span style="font-size: small;">※</span> : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。         </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-left: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> : 電話等による連絡  <span style="font-size: small;">※</span> : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。         </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

7. 原子力防災資機材の点検内容修正 (対象: 福島第一)

福島第一

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
II-32	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td>保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)</td> <td>200組</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク</td> <td>セルフエアセット</td> <td>13個</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td>チャコール付全面マスク</td> <td>200個</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用通信機器</td> <td>通常の業務に使用しない電話回線</td> <td>緊急時用電話回線</td> <td>※1 1回線</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>一斉ファクシミリ装置</td> <td>1台</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器</td> <td>携帯電話</td> <td>40台</td> <td>特別管理棟 以上が携行</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内用 PHS</td> <td>60台</td> <td>発電所員が携行</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>衛星携帯電話</td> <td>1台</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">計測器等</td> <td rowspan="2">排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>3台</td> <td>5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設</td> <td>特別な保全 計画に基づく 年度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>放水口モニタ</td> <td>※2 2台</td> <td>放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>9台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>36台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>中性子線サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空間放射線積算線量計</td> <td>素子</td> <td>蛍光ガラス線量計素子</td> <td>100個</td> <td>環境管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>蛍光ガラス線量計リーダー</td> <td>1台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</td> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>17台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染線測定用(α線)サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定器</td> <td>サンブラ</td> <td>ダストサンブラ</td> <td>9台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>ダスト測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>ヨウ素サンブラ</td> <td>7台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>電子式線量計</td> <td>250台</td> <td>免震重要棟 人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認	呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検	非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理棟 以上が携行	1回/年	機能確認		所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認			衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設	特別な保全 計画に基づく 年度	機能確認	放水口モニタ	※2 2台	放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)	1回/年	外観点検	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	中性子線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟	1回/年	外観点検	リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td>保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)</td> <td>200組</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク</td> <td>セルフエアセット</td> <td>13個</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td>チャコール付全面マスク</td> <td>200個</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用通信機器</td> <td>通常の業務に使用しない電話回線</td> <td>緊急時用電話回線</td> <td>※1 1回線</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>一斉ファクシミリ装置</td> <td>1台</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器</td> <td>携帯電話</td> <td>40台</td> <td>特別管理棟 以上が携行</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内用 PHS</td> <td>60台</td> <td>発電所員が携行</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>衛星携帯電話</td> <td>1台</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">計測器等</td> <td rowspan="2">排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>3台</td> <td>5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設</td> <td>特別な保全 計画に基づく 年度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>放水口モニタ</td> <td>※2 1台</td> <td>放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>9台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>36台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>中性子線サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空間放射線積算線量計</td> <td>素子</td> <td>蛍光ガラス線量計素子</td> <td>100個</td> <td>環境管理棟 大型体架所</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>蛍光ガラス線量計リーダー</td> <td>1台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</td> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>17台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染線測定用(α線)サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定器</td> <td>サンブラ</td> <td>ダストサンブラ</td> <td>9台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>ダスト測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>ヨウ素サンブラ</td> <td>7台</td> <td>人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>1台</td> <td>放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>電子式線量計</td> <td>250台</td> <td>免震重要棟 人退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認	呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検	非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理棟 以上が携行	1回/年	機能確認		所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認			衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設	特別な保全 計画に基づく 年度	機能確認	放水口モニタ	※2 1台	放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)	1回/年	機能確認	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	中性子線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟 大型体架所	1回/年	外観点検	リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認	個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認	<p>記載の適正化 (点検内容の見直し)</p>
	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理棟 以上が携行	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設	特別な保全 計画に基づく 年度	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		放水口モニタ	※2 2台	放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	中性子線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール、アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	呼吸用ポンペ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理棟 以上が携行	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川 補助共用施設	特別な保全 計画に基づく 年度	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		放水口モニタ	※2 1台	放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	中性子線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟 大型体架所	1回/年	外観点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

7. 原子力防災資機材の点検内容修正 (対象: 福島第一)

福島第一

頁	現行	修正	理由																																																																																																																										
II-33	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測器等</td> <td rowspan="3">その他</td> <td>使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ</td> <td>2台</td> <td>運用補助共用建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール周辺エリアモニタ</td> <td>8台</td> <td>3, 4, 5, 6号機原子力建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> <td>発電所敷地内</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他資機材</td> <td>ヨウ化カリウムの製剤</td> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>30,000錠</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>担架</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>除染キット</td> <td>1式</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>急患移送車</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 駐車場</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td> <td>1式</td> <td>発電所敷地内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     ※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。                      ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。                      代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。                      ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認	※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。 ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。 ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。						<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測器等</td> <td rowspan="3">その他</td> <td>使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ</td> <td>2台</td> <td>運用補助共用建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール周辺エリアモニタ</td> <td>8台</td> <td>3, 4, 5, 6号機原子力建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> <td>発電所敷地内</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他資機材</td> <td>ヨウ化カリウムの製剤</td> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>30,000錠</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>担架</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>除染キット</td> <td>1式</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>急患移送車</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 駐車場</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td> <td>1式</td> <td>発電所敷地内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     ※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。                      ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。                      代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。                      設備が損壊している状態であるため点検は行わず, 設備が健全状態に復した後に「機能確認」を行う。                      ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認	※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。 ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。 設備が損壊している状態であるため点検は行わず, 設備が健全状態に復した後に「機能確認」を行う。 ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。						<p>記載の適正化 (点検内容の見直し)</p>
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																							
計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																																							
		使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																																							
		モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																																							
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																																							
	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																																							
	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																																							
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																																							
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認																																																																																																																							
	※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。 ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。 ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。																																																																																																																												
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																							
計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																																							
		使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																																							
		モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																																							
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																																							
	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																																							
	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																																							
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																																							
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認																																																																																																																							
	※1: 緊急時電話回線のうち双葉理方広域市町村圏組合消防本部以外の回線 (大熊町, 双葉町, 浪江町, 富岡町, 楢葉町, 双葉警察署, 福島海上保安部, 福島県環境創造センター環境放射線センター, 浪江消防署, 竜岡消防署) は, 東北地方太平洋沖地震に伴い, 回線が使用できない状態にあるため, 電気通信事業者 (NTT等) の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。 ※2: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として, 海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。 設備が損壊している状態であるため点検は行わず, 設備が健全状態に復した後に「機能確認」を行う。 ※3: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。																																																																																																																												

(参考) 原子力防災資機材の点検内容について

- ① 数量確認: 資機材の数量を確認
- ② 外観点検: 資機材の数量確認に加え、外観に問題がないことを確認
- ③ 機能確認: 資機材の数量・外観の確認に加え、資機材の機能に問題がないことを確認

8. 原子力防災資機材の配置変更に伴う修正 (対象: 福島第一/福島第二)

頁	現行	修正	理由																																																																																																																												
<p>II-32</p>	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>9台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>36台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>中性子線サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>真空放射線積算線量計</td> <td>素子 100個 リーダー</td> <td>環境管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</td> <td>蛍光ガラス線量計素子</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>17台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>汚染密度測定用(α線)サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ガン プ ラ 測 定 器</td> <td>ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>9台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>ガン プ ラ 測 定 器</td> <td>ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>7台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>250台</td> <td>免震重要棟 入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </table>	計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	36台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	計測器等	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	真空放射線積算線量計	素子 100個 リーダー	環境管理棟	1回/年	外観点検	計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	蛍光ガラス線量計素子	1台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	ガン プ ラ 測 定 器	ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	ガン プ ラ 測 定 器	ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	7台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	電子式線量計	250台	免震重要棟 入退城管理棟	1回/年	機能確認	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2) <b>福島第一</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>9台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>36台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>中性子線サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>真空放射線積算線量計</td> <td>素子 100個 リーダー</td> <td>環境管理棟 大型仮置所</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</td> <td>蛍光ガラス線量計素子</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>17台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>汚染密度測定用(α線)サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ガン プ ラ 測 定 器</td> <td>ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>9台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測器等</td> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>ガン プ ラ 測 定 器</td> <td>ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)</td> <td>7台 1台</td> <td>入退城管理棟 放射線測定車</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>250台</td> <td>免震重要棟 入退城管理棟</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </table>	計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	36台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	計測器等	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	真空放射線積算線量計	素子 100個 リーダー	環境管理棟 大型仮置所	1回/年	外観点検	計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	蛍光ガラス線量計素子	1台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認	ガン プ ラ 測 定 器	ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	ガン プ ラ 測 定 器	ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	7台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	電子式線量計	250台	免震重要棟 入退城管理棟	1回/年	機能確認	<p>保管場所移転に係る追記</p>
計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器			シンチレーションサーベイメータ	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																							
		電離箱サーベイメータ	36台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
計測器等	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		真空放射線積算線量計	素子 100個 リーダー	環境管理棟	1回/年	外観点検																																																																																																																									
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	蛍光ガラス線量計素子	1台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		ガン プ ラ 測 定 器	ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																								
計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	ガン プ ラ 測 定 器	ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	7台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																								
		電子式線量計	250台	免震重要棟 入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		電離箱サーベイメータ	36台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
計測器等	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		真空放射線積算線量計	素子 100個 リーダー	環境管理棟 大型仮置所	1回/年	外観点検																																																																																																																									
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	蛍光ガラス線量計素子	1台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
		ガン プ ラ 測 定 器	ダストサンプラ ダスト測定器(放射線測定車搭載)	9台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																								
計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	ガン プ ラ 測 定 器	ヨウ素サンプラ ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	7台 1台	入退城管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認																																																																																																																								
		電子式線量計	250台	免震重要棟 入退城管理棟	1回/年	機能確認																																																																																																																									
<p>II-34</p>	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p>(1) 福島第二原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>ガスタービン発電機車 4500kVA</td> <td>1組</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td>8台</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>発電機 50kVA</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td>2台</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>1式</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>186キロリットル以上</td> <td>軽油タンク E.L.4.6m</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>一式</td> <td>高台倉庫 E.L.5.0m</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	電源車 500kVA	8台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	消防車	2台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	ホース	1式	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	外観点検	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	燃料(軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E.L.4.6m	1回/日	数量確認	ケーブル	一式	高台倉庫 E.L.5.0m	1回/年	数量確認	<p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2) <b>福島第二</b></p> <p>(1) 福島第二原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>ガスタービン発電機車 4500kVA</td> <td>1組</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td>8台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>発電機 50kVA</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td>2台<sup>※1</sup> (1台)<sup>※2</sup></td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>1式</td> <td>高台駐車場 E.L.1.8m以上</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1台</td> <td>高台駐車場 E.L.4.6m</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>186キロリットル以上</td> <td>軽油タンク E.L.4.6m</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>一式</td> <td>高台倉庫 E.L.3.3m</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 資機材の数量は、発電所の緊急時対応に必要な数量を示す。          ※2：修理・保守等に必要最低限の手備数量を示し、発電所に常時必要な数量に含めない。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	電源車 500kVA	8台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	消防車	2台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認	ホース	1式	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	外観点検	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認	燃料(軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E.L.4.6m	1回/日	数量確認	ケーブル	一式	高台倉庫 E.L.3.3m	1回/年	数量確認	<p>保管場所移転に係る修正</p>																				
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																										
緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	電源車 500kVA	8台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	消防車	2台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	ホース	1式	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	外観点検																																																																																																																										
	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	燃料(軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E.L.4.6m	1回/日	数量確認																																																																																																																										
	ケーブル	一式	高台倉庫 E.L.5.0m	1回/年	数量確認																																																																																																																										
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																									
緊急時対応に必要な主な資機材	ガスタービン発電機車 4500kVA	1組	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	電源車 500kVA	8台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	発電機 50kVA	1台	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	消防車	2台 <sup>※1</sup> (1台) <sup>※2</sup>	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	ホース	1式	高台駐車場 E.L.1.8m以上	1回/年	外観点検																																																																																																																										
	ホイールローダー	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	油圧ショベル	1台	高台駐車場 E.L.4.6m	1回/年	機能確認																																																																																																																										
	燃料(軽油)	186キロリットル以上	軽油タンク E.L.4.6m	1回/日	数量確認																																																																																																																										
	ケーブル	一式	高台倉庫 E.L.3.3m	1回/年	数量確認																																																																																																																										



9. 前回届出以降に提出した連絡文書の反映 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

(1) 2023年10月5日届出「国土交通省組織令の改正による国土交通省の組織改編」

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由
<p>II-5</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡         </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡         </p>	<p>読替の反映 (国土交通省組織改編に伴う変更)</p>

(1) 2023年10月5日届出「国土交通省組織令の改正による国土交通省の組織改編」

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由
<p>II-7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡              ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。         </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡              ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。         </p>	<p>読替の反映 (国土交通省組織改編に伴う変更)</p>

(2) 2023年11月8日届出「株式会社ネクセライズの本社移転」

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由																								
II-95	<p style="text-align: center;">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="309 608 1046 895"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都江東区東陽3丁目7番13号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり                      ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。                      ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="309 935 1046 1249"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都台東区上野5丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。                      ・支援組織要員の派遣                      ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援                      ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援                      ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援                 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p style="text-align: center;">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1153 608 1890 895"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td style="color: red;">東京都港区港南1丁目8番23号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり                      ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。                      ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1153 935 1890 1249"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都台東区上野5丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。                      ・支援組織要員の派遣                      ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援                      ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援                      ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援                 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p>読替の反映 （株式会社ネクセライズの本社移転に伴う変更）</p>
法人の名称	株式会社ネクセライズ																										
主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号																										
業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。																										
法人の名称	日本原子力発電株式会社																										
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号																										
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援																										
法人の名称	株式会社ネクセライズ																										
主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号																										
業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。																										
法人の名称	日本原子力発電株式会社																										
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号																										
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援																										

10. 記載の適正化

(1) SPDS データ伝送項目の表題等の変更 (対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽)

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由																																																												
I-28	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-9に示すSPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。</p>	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-9に示すSPDSのデータが国の運用する緊急時対策支援システム(以下「ERSS」という。)に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。また、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</p>	<p>SPDSからERSSへの伝送について明確化</p> <p>ERSS伝送不具合時の対応を追記</p>																																																												
II-69	<p>別表2-9 SPDS伝送項目一覧</p> <p>柏崎刈羽1号機</p> <table border="1" data-bbox="309 1098 1104 1353"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>SGTS放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>風向 20M</td> <td>d e g</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>風向 160M</td> <td>d e g</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>風速 20M</td> <td>m / s</td> </tr> </tbody> </table>	No.	常時伝送項目	単位	1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A	2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	4	SGTS放射線モニタ (IC) (最大)	A	5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	7	風向 20M	d e g	8	風向 160M	d e g	9	風速 20M	m / s	<p>別表2-9 ERSS伝送項目一覧</p> <p>柏崎刈羽1号機</p> <table border="1" data-bbox="1162 1098 1957 1353"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>SGTS放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>Δ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>風向 20M</td> <td>d e g</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>風向 160M</td> <td>d e g</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>風速 20M</td> <td>m / s</td> </tr> </tbody> </table>	No.	常時伝送項目	単位	1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A	2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	4	SGTS放射線モニタ (IC) (最大)	Δ	5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	7	風向 20M	d e g	8	風向 160M	d e g	9	風速 20M	m / s	<p>記載の適正化</p>
No.	常時伝送項目	単位																																																													
1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																													
2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																													
3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																													
4	SGTS放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																													
5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																													
6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																													
7	風向 20M	d e g																																																													
8	風向 160M	d e g																																																													
9	風速 20M	m / s																																																													
No.	常時伝送項目	単位																																																													
1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																													
2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																													
3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																													
4	SGTS放射線モニタ (IC) (最大)	Δ																																																													
5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																													
6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																													
7	風向 20M	d e g																																																													
8	風向 160M	d e g																																																													
9	風速 20M	m / s																																																													

(2) 平常時の広報活動（対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽）

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由
I-24	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長は、平常時より発電所周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射性物質及び放射線の特性</li> <li>2. 原子力事業所の概要</li> <li>3. 原子力災害とその特殊性</li> <li>4. 原子力災害発生時における防災対策の内容</li> </ol>	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長は、平常時より発電所周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射性物質及び放射線の特性</li> <li>2. 原子力事業所の概要</li> <li>3. 原子力災害とその特殊性</li> <li>4. 原子力災害発生時における防災対策の内容</li> <li><u>5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方</u></li> </ol>	記載の明確化

(3) SPDS データ伝送項目の適正化 (対象：柏崎刈羽)

柏崎刈羽

頁	現行	修正	理由																																																																																																						
II-88	<p>柏崎刈羽 6号機</p> <table border="1" data-bbox="297 363 1113 769"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>121</td><td>SGT S (B) 作動 (1系)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>122</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>123</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>124</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>125</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>126</td><td>6号機 海水モニタ (指数タイプ)</td><td>min-1</td></tr> <tr><td>127</td><td>SRNM (A) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>128</td><td>SRNM (B) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>129</td><td>SRNM (C) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>130</td><td>SRNM (D) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>131</td><td>SRNM (E) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>132</td><td>SRNM (F) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>133</td><td>SRNM (G) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>134</td><td>SRNM (H) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>135</td><td>使用済燃料プール水位</td><td>mm</td></tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p>	No.	常時伝送項目	単位	121	SGT S (B) 作動 (1系)	DIGITAL	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL	123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL	126	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1	127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR	128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR	129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR	130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR	131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR	132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR	133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR	134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR	135	使用済燃料プール水位	mm	<p>柏崎刈羽 6号機</p> <table border="1" data-bbox="1144 363 1960 815"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>121</td><td>SGT S (B) 作動 (1系)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>122</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>123</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>124</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>125</td><td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>126</td><td>6号機 海水モニタ (指数タイプ)</td><td>min-1</td></tr> <tr><td>127</td><td>SRNM (A) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>128</td><td>SRNM (B) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>129</td><td>SRNM (C) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>130</td><td>SRNM (D) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>131</td><td>SRNM (E) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>132</td><td>SRNM (F) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>133</td><td>SRNM (G) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>134</td><td>SRNM (H) 線形%出力</td><td>%PWR</td></tr> <tr><td>135</td><td><del>SRNM (J) 線形%出力</del></td><td><del>%PWR</del></td></tr> <tr><td>136</td><td><del>SRNM (L) 線形%出力</del></td><td><del>%PWR</del></td></tr> <tr><td>137</td><td>使用済燃料プール水位</td><td>mm</td></tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p>	No.	常時伝送項目	単位	121	SGT S (B) 作動 (1系)	DIGITAL	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL	123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL	126	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1	127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR	128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR	129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR	130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR	131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR	132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR	133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR	134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR	135	<del>SRNM (J) 線形%出力</del>	<del>%PWR</del>	136	<del>SRNM (L) 線形%出力</del>	<del>%PWR</del>	137	使用済燃料プール水位	mm	<p>記載の適正化</p>
	No.	常時伝送項目	単位																																																																																																						
	121	SGT S (B) 作動 (1系)	DIGITAL																																																																																																						
	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL																																																																																																						
	123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL																																																																																																						
	124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL																																																																																																						
	125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL																																																																																																						
	126	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1																																																																																																						
	127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR																																																																																																						
	135	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																						
	No.	常時伝送項目	単位																																																																																																						
	121	SGT S (B) 作動 (1系)	DIGITAL																																																																																																						
	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL																																																																																																						
123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL																																																																																																							
124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL																																																																																																							
125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL																																																																																																							
126	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1																																																																																																							
127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
135	<del>SRNM (J) 線形%出力</del>	<del>%PWR</del>																																																																																																							
136	<del>SRNM (L) 線形%出力</del>	<del>%PWR</del>																																																																																																							
137	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																							

(4) EAL 略称の適正化 (対象：福島第一/福島第二)

対照表は福島第一を代表として示す

頁	現行	修正	理由																														
II-22	<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/7)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>SE55</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </table>	EAL番号	SE55	BWR	EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。		<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/7)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>SE55</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </table>	EAL番号	SE55	BWR	EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。		
	EAL番号	SE55	BWR																														
	EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生																															
	EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																															
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
EAL番号	SE55	BWR																															
EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生																																
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。																																
<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XSE#61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XSE#61		EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XSE#61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XSE#61		EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		記載の適正化 (J E A G 記載のEAL略称に修正)	
EAL番号	XSE#61																																
EAL略称	事業所外運搬での放射線量の上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XSE#61																																
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XSE#62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XSE#62		EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-		<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XSE#62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質 漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XSE#62		EAL略称	事業所外運搬での放射性物質 漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-			
EAL番号	XSE#62																																
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XSE#62																																
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質 漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																
規制庁解説	-																																
<p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断するEAL。</p>	<p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断するEAL。</p>																																

(4) EAL 略称の適正化 (対象：福島第一/福島第二)

対照表は福島第一を代表として示す

頁	現行	修正	理由																														
<p>II-29</p>	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE*61</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">                     事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。                      主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。                      なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。                 </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE*61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。		事業者解釈	—		規制庁解説	—		<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE*61</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">                     事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。                      主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。                      なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。                 </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE*61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。		事業者解釈	—		規制庁解説	—		<p>記載の適正化 (JEAG記載のEAL略称に修正)</p>
	EAL番号	XGE*61	BWR																														
	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇																															
	EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。																															
事業者解釈	—																																
規制庁解説	—																																
EAL番号	XGE*61	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。																																
事業者解釈	—																																
規制庁解説	—																																
<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE*62</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">                     事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。                 </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">                     ・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。                      ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。                 </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table> <p>※XGE：事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>	EAL番号	XGE*62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。		規制庁解説	—		<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE*62</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">                     事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。                 </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">                     ・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。                      ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。                 </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table> <p>※XGE：事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>	EAL番号	XGE*62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。		規制庁解説	—			
EAL番号	XGE*62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。																																
規制庁解説	—																																
EAL番号	XGE*62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	・事業所外運搬からはTP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。																																
規制庁解説	—																																



(5) 副原子力防災管理者の記載内容の適正化 (対象：福島第一)

頁	現行	修正	理由
I-11	<p>第2章第1節3.(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者であるセンター所長、室長及びその他技術系特別管理職（当直長除く）の中から、別表2-4-2で定める順位により代行者を指定する。</p>	<p>第2章第1節3.(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である<b>副所長（技術）</b>、センター所長、室長及びその他技術系特別管理職（当直長除く）の中から、別表2-4-2で定める順位により代行者を指定する。</p>	記載の適正化

(参考) 別表2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	副所長（技術）
2	防災・放射線センター所長
3	計画・設計センター所長
4	廃炉安全・品質室長
5	建設・運用・保守センター所長
6	その他技術系特別管理職 <sup>※1</sup>

※1：副原子力防災管理者を複数名選任する場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

(6) 原子力防災組織の業務の一部を委託するものの法人名称の適正化 (対象：福島第一/福島第二)

対照表は福島第一を代表として示す

頁	現行	修正	理由																																				
II-46	<p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="315 520 1106 751"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都江東区東陽3丁目7番13号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。                      ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。                 </td> </tr> </table> <p>(2) 本社原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="315 794 1106 959"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力フュエル&amp;パワー株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="315 979 1106 1230"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保)                      ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送)                      ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等)                      ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。                 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。	法人の名称	東京電力フュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。	法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保) ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送) ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等) ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。	<p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1162 520 1953 751"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都港区港南1丁目8番23号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。                      ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。                 </td> </tr> </table> <p>(2) 本社原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1162 794 1953 959"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力フュエル&amp;パワー株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1162 979 1953 1230"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>                     事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。                      ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保)                      ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送)                      ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等)                      ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。                 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。	法人の名称	東京電力フュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。	法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保) ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送) ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等) ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。	<p>記載の適正化</p>
	法人の名称	株式会社ネクセライズ																																					
	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号																																					
	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。																																					
法人の名称	東京電力フュエル&パワー株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。																																						
法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保) ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送) ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等) ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。																																						
法人の名称	株式会社ネクセライズ																																						
主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号																																						
業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・ 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。																																						
法人の名称	東京電力フュエル&パワー株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。																																						
法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。 ・ 通信班に関する業務 (社内外関係箇所との通信手段の維持、確保) ・ 資材班に関する業務 (発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送) ・ 広報班に関する業務 (プレス対応 (お客様対応を含む) 等) ・ その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。																																						

